

第15号議案

品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例

品川区立区民集会所条例（昭和49年品川区条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「品川区小山三丁目22番3号」を「品川区小山三丁目14番1号」に改める。

付 則

この条例は、令和3年7月26日から施行する。

（説明）荏原第一区民集会所の所在地を変更する必要がある。